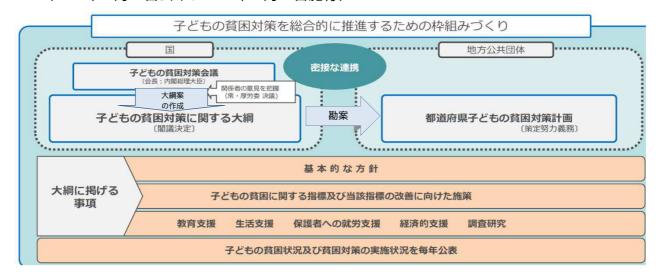
1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(2013年6月26日公布、2014年1月17日施行)



2. 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(2019年6月19日公布、公布後3月以内に政令で定める日から施行)

主な内容

1 目的・基本理念の充実

- (1)目的規定に、主に以下の事項を明記する。
 - ①子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ②貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
 - ①子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに 育成されること
 - ②各施策を子どもの状況に応じ包括的にかつ早期に講ずること
 - ③貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

2 大綱の記載事項の拡充等

- (1)大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。
- (2)子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

3 市町村による貧困対策計画の策定 市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。(都道府県については、既に措置済み。)

4 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援	教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援	子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援	就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
経済的支援	
調査研究	指標に関する研究を行う旨を明確化

3. 「子どもの貧困対策に関する大綱」

(2014年8月29日閣議決定)

(1)目的・理念

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を 超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

(2)重点施策

教育の支援 生活の支援 ○学校をプラットフォームとした子どもの貧困 ○保護者の生活支援 対策の展開 ○子どもの生活支援 ○貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の ○関係機関と連携した包括的な支援体制の整備 〇子どもの就労支援 推進及び幼児教育の質の向上 ○支援する人員の確保 ○就学支援の充実 ○大学等進学に対する教育機会の提供 ○その他の生活支援 ○生活困窮世帯等への学習支援 ○その他の教育支援 保護者に対する就労の支援 経済的支援 ○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関す ○親の就労支援 ○親の学び直しの支援 る見直し ○就労機会の確保 ○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研 究の実施に向けた検討 ○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大 ○教育扶助の支給方法 ○生活保護世帯の子供の進学時の支援 ○養育費の確保に関する支援

(3)改訂予定

2019年8月見直し予定

4. 本市の子どもの貧困対策推進計画の策定に向けて

計画の策定にあたっては、子どもの貧困の実態把握の方法や支援策等について調査検討し、次年 度以降の**「第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」の中に位置づける**予定。

今後、「子どもの貧困対策に関する大綱」の重点施策をベースに、各部局宛て子どもの貧困対策 に関連する事業の照会を行う。